

九州3政令指定都市による県費負担教職員に関する税財源確保等検討会 中間とりまとめ

参考資料

【平成25年7月24日 地方分権改革推進部会、指定都市市長会議】

1 現状・課題

教職員の任命権は指定都市が有していることに対し、教職員定数、教職員の配置に係る権限及び給与等の負担を県が行っているという現行制度上の「ねじれ」を改め、市の教育課題に応じた教育行政を行うために、これらの権限及び給与負担の移譲に伴う税財源の移譲が必要である。

2 見直しの意義・効果

① 市の教育課題に応じた教育行政の実現

学校現場により近いところで、主体的な採用、任用等による適切な教職員の配置が可能となる。

教職員の人事評価制度と給与制度が市に一元化されるため、人事・給与制度の一体的な運用が可能になる。

② 学校に勤務する職員の勤務条件の同一化

教職員の勤務条件は市の条例で定めることとなるため、学校に勤務する職員の勤務条件が同一化される。

③ 給与事務の効率化

給与負担を指定都市に移譲することで、二重行政が解消され、事務が効率化される。

④ 指定都市職員としての意識の高揚

教職員の指定都市職員としての帰属意識を高め、教育行政の一層の推進に資することが期待できる。

3 権限移譲に伴う財政措置の手法

- | | | |
|-----------|---|------------------------------------|
| A 税源移譲 | ： | 県税の一部を指定都市に移譲 |
| B 税交付金 | ： | 県の税収の一部を税交付金として指定都市に交付 |
| C 県（国）交付金 | ： | 指定都市ごとに必要額を算定し、県（国）から指定都市に交付金として交付 |
| D 地方交付税 | ： | 指定都市ごとに必要額を算定し、基準財政需要額に算入 |

4 地方交付税措置に係る問題点

D-① 地方交付税への依存

地方交付税への依存度が増すとともに自主財源の比率が減少し、地域の自主的・自立的な地方財政の確立に支障がある。

D-② 臨時財政対策債による措置

地方交付税の一部が、臨時財政対策債により措置される可能性があり、市債残高削減の取組に支障がある。

5 税源移譲を基本とした財政措置の手法

A 税源移譲の必要性

- 地方自治体の事務を行うための財源は自主財源の中核をなす地方税によって措置されるべき。
- 行政サービスの受益と負担の関係を明確化する観点から、行政サービスの財源は受益する地域住民の税負担によって賄われるべき。

→ **事務権限の移譲にあたっては、税源移譲を基本とした税制上の措置が必要。**

B 税交付金による補完的な措置の必要性

- 道府県からの税源移譲だけでは指定都市が求める所要額に満たない場合、補完的な措置として、税交付金との組み合わせによる税制上の措置を求める必要がある。

C 県(国)交付金の問題点

- 市独自の施策に対し、財源面の保障がなされない懸念がある。
- 交付金額の変更には、その都度県(国)との調整が必要。

6 税源移譲等にふさわしい税目の検討

検討の視点

- ① 安定的な基幹税目であること
- ② 受益と負担の関係の明確化に資すること
- ③ 移譲を受けるにあたり、納税者と行政側の双方において、新たな事務負担の発生等の影響が少ないこと

検討

具体的な税目（検討中） ※その他の税目（道府県たばこ税等）についても検討。

① 個人道府県民税

- 安定性の高い基幹税目で、行政サービスの対価としての実感が得やすい。
- 納税者と行政側の双方において、税源移譲の実施に伴う影響が少ない。

② 地方消費税（現行税率分）

- 特に安定性が高く、偏在性の少ない基幹税目である。
- 現行制度上は税交付金とされているため、追加交付による措置が考えられる。

③ 法人道府県民税

- 企業の集積する都市部に税源が集中する基幹税目である。
- 景気の影響を受けやすく税収面で不安定で、教育に係る受益と負担の関連性が薄い。

7 まとめ

- 県費教職員の給与費負担にかかる財源の確保については、第一に税源移譲を求め、税交付金による補完的な措置との組み合わせによる財政措置を求めていくべきである。ただ、都市により税源の偏在が大きく、新たに生じる財政負担が異なることから、地方交付税による財源保障が必要となってくるものと考えられる。
- 最終報告に向けては、税源移譲等による財政措置の具体的な組み合わせ及び移譲に係る課題等について具体的な数値により検討していく。

<参考資料>

■ 九州3政令指定都市の教職員定数（平成23年4月1日現在）

（単位：人）

項目	福岡県			熊本県	
		北九州市	福岡市		熊本市
小学校	16,197	2,858	3,866	7,282	2,377
中学校	9,299	1,626	2,178	4,117	1,333
特支	2,997	594	753	0	0
合計	28,493	5,078	6,797	11,399	3,710

■ 現行の財政措置イメージ

義務教育職員関係経費（標準法により算定した職員分）

① 給与・手当	②共済費 ③退職手当 ④旅費	⑤給与管理人件費 ・ 県単独加配
---------	----------------------	---------------------

国庫負担金 (1/3)	地方（県）負担 (2/3)	全額地方負担
----------------	------------------	--------